

様式第 1 号（第 12 第 2 項）

インターネット広告を活用した自殺対策広報業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 5 月 16 日

長野県健康福祉部疾病・感染症対策課長

1 業務の概要

(1) 業務名

インターネット広告を活用した自殺対策広報業務

(2) 業務の目的

本県では、年間 300 名を超える方が自ら命を絶っているという深刻な状況が続いており、特に未成年者（20 歳未満）の自殺死亡率は全国的にも高い状態が続いている。

本業務は、インターネット上で自殺関連用語を検索する者に対して広告を表示する等により積極的に相談窓口を周知し、支援につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

ア インターネット広告の作成、配信、結果報告

イ 目標に対する対応

ウ 効果的な広報の提案

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後提案内容を踏まえて、協議のうえ決定します。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 基本事項

業務の受託に関する基本的な考え方

② 業務実施体制

各事業の運営及び業務管理等の実施体制

③ 業務内容

仕様書（案）の 4（1）ウ・エ・オ・カ・キ、（3）

④ 実施スケジュール

事業全体のスケジュール

⑤ その他

提案の独自性や事業効果を高めるための工夫等

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

(8) 費用の上限額

5,445,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に同種かつ同規模の内容の業務実績を2件以上有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 長野県庁等で行うプレゼンテーション及びその後の打合せに常時参加できる者。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

過去5年以内の同種かつ同規模の業務実績については、これを証する契約書の写し等を添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380—8570 長野市大字南長野字幅下 692 - 2
長野県健康福祉部疾病・感染症対策課
心の健康支援係
担 当 島田
電 話 026—235—7109（直通）
FAX 026—235—7170
メール kokoronokenko@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和7年5月26日（月）（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）

② 提出先 3(4)に同じ。（メールも同様）

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに健康福祉部疾病・感染症対策課に到達したものの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者を確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(4)

①）の3日前までに、書面により健康福祉部疾病・感染症対策課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により健康福祉部疾病・感染症対策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付期限 令和7年6月4日（水）午後5時まで
- (2) 受付場所 3(4) に同じ。
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- (5) 回答方法 健康福祉部疾病・感染症対策課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年6月6日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の内容
様式第8号の附表（例）による。
- (3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付期限 令和7年6月4日（水）午後5時まで
 - ② 受付場所 3(4) に同じ。
 - ③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
 - ④ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）メールにより提出するものとします。
 - ⑤ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。
- (4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和7年6月11日（水）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
 - ② 提出先 3(4) に同じ。（メールも同様）
 - ③ 提出部数 持参又は郵送の場合は8部、その他の場合は1部
 - ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに健康福祉部疾病・感染症対策課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目		評価内容	配点
事業実施体制	組織・運営体制	基本的な考え方は適切か	5
		業務管理体制が適切であるか	5
	実績	過去の実績を十分有しているか	5
提案事業の内容等	広告	各広告の実施配分は適当であるか	5
		広告の提案内容は適当か	5
		結果を有効的に分析し、提案できるか	5
	実現可能	提案内容、スケジュールなど業務の確実な実施が可能か	5
経済性	費用対効果	管理費等必要なランニングコストは適切か	5
合 計 点			40

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 選定は、企画提案評価会議により行います。
- ② 評価は2段階に分けて行います。一次審査（書類審査）で5者程度を選定し、その中から二次審査（プレゼンテーション）で1者を選定します。なお、参加申し込み者が一定数を超えない場合、一次審査は行いません。
- ③ 各構成員の、提案者ごとの評価合計点数が40点満点中15点以下の場合は、その時点で、選定の対象外となります。
- ④ プレゼンテーションの実施日時及び場所
期 日 ： 令和7年6月18日（水）
時 間 ： 午後2時から
場 所 ： 長野県庁 議会棟 404 号会議室（予定）
所要時間： プレゼンテーション 15 分間、構成員による質疑応答 10 分間
注意事項： 当日、パワーポイントを用いてプレゼンテーションする場合は、パソコンをお持ちください（モニター等は県庁で用意します）。

※詳細については、別添「企画提案評価会議要領」をご覧ください。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に

対して、その旨を見積業者選定通知書により健康福祉部疾病・感染症対策課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により健康福祉部疾病・感染症対策課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び委託候補者選定審査会評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、健康福祉部疾病・感染症対策課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

① (7) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により健康福祉部疾病・感染症対策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により健康福祉部疾病・感染症対策課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに健康福祉部疾病・感染症対策課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380—8570 長野市大字南長野字幅下 692 - 2 長野県健康福祉部疾病・感染症対策課 心の健康支援係 担 当 島田 電 話 026—235—7109（直通） FAX 026—235—7170 メール kokoronokenko@pref.nagano.lg.jp
--

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

(5) 個人情報の取り扱い

契約者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に行ってください。

(6) 守秘義務

契約者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

- (7) 本事業は県が依頼する事業となるため、事業の成果等は県に帰属します。

- (8) 契約の締結に当たっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規程が適用されます。